

熊本市国民健康保険条例の一部改正について

熊本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和 50 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「40 万 4 千円」を「40 万 8 千円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 7 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に給付事由の発生した出産育児一時金について適用し、同日前に給付事由の発生した出産育児一時金については、なお従前の例による。

（提出理由）

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 222 号）の施行に伴い、本市もこれに準じて国民健康保険における出産育児一時金の支給額を改定するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。